

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本水産資源保護協会（以下、「本協会」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、定款第20条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 「常勤役員」とは、総会で選任された理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 「非常勤役員」とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 「報酬等」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

なお、報酬等は、本会の役員としての職務遂行の対価に限られ、本協会の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。

- (5) 「費用」とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいい、前号に規定する報酬等を含まない。

2 前項第4号の報酬等と第5号の費用とは、明確に区分して取り扱うものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は、別表1「常勤役員の年俸」を12で除した月額をもって支給する。

3 退任した常勤役員には退職金を支給することができるものとし、その額は、在職期間1年につき、年俸を12で除した金額に、別表2「常勤役員の退職手当の算出基準」を乗じて得た額の合計額とする。死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に毎月一定の定まった日に振り込む。

(費用)

第5条 本協会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては前もって支払うものとする。

(交通費)

第6条 常勤役員が通勤に交通機関を使用する場合には、通勤費を支給する。

2 非常勤役員が理事会等へ出席するために交通機関を使用する場合は、旅費交通費を支給することができる。

(公表)

第7条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日（公益社団法人 日本水産資源保護協会の設立の登記の日）から適用する。（平成24年6月21日 総会決議）

この規定は、令和4年4月1日より改正実施する。

報酬等の支給の基準

別表1 常勤役員の年俸

役 職	金 額
専務理事	8,000千円以内

別表2 常勤役員の退職手当の算出基準

役 職	係 数
専務理事	2.1